

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和5年1月26日（木）

担当課：市民経済部保険年金課

件 名：大和市国民健康保険条例の出産育児一時金の改定について	
提出理由：出産育児一時金支給額の条例を改正し、支給額を改めることについて国民健康保険運営協議会に諮問するため	
内 容： 1. 背 景 ・近年出産費用は上昇傾向にあり、公的病院での全国平均では45.5万円となっており、一時金だけでは賄いきれない状況にある。 ・そのような状況の中、国では子育て世帯への経済的負担軽減の観点から出産育児一時金の支給額を来年度から全国一律42万円から50万円に引き上げる方針を打ち出し、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において了承された。 2. 基本的な考え方 ・本市においても出産における被保険者の経済的負担の軽減を図るため、国の方針に基づいた対応を図っていくこととする。 3. 改正の内容 ・大和市国民健康保険条例第8条に規定された出産育児一時金の額を「420,000円」から「500,000円」に改める。	4. 所要額等（令和5年度当初予算） 【改正後の額（50万円/件）】 500千円×175件＝87,500千円 【改正前（42万円/件）】 420千円×175件＝73,500千円 【影響額】 80千円×175件＝14,000千円 ※175件は、令和2年度の実績値 5. 近隣市の状況 ・近隣市も4月1日から一時金を増額する予定で調整中。
経 過 H21.10 国民健康保険条例の一部を改正する条例公布（38万円⇒42万円） R4.12 厚生労働省がR5年度以降出産育児一時金の額を全国一律500,000円とする方針を社会保障審議会医療保険部会に提案し、同会了承	今後の予定 R5.2 大和市国民健康保険運営協議会に諮問 R5.2 大和市国民健康保険運営協議会から答申 R5.2 第1回定例会（改正条例案上程） R5.4.1 同条例施行